

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

計画の目的：

市、市民及び事業者との協働による男女共同参画の推進（条例で示した理念の具体化）

向日市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の前文で示すところの「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市」の実現を、市、市民及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

(2) 性格・位置づけ

- この計画は、条例第 10 条に基づく男女共同参画基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条に規定される市町村男女共同参画計画にあたります。
- この計画は、国の第 5 次男女共同参画基本計画、京都府男女共同参画計画に即しています。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律¹」（女性活躍推進法）における市町村推進計画を包含しています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律²」（DV 防止法）第 2 条の 3 の第 3 項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を包含しています。
- この計画は、ふるさと向日市創生計画の施策の柱Ⅲ「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の中の施策「男女共同参画社会の実現」を具体的に推進するための計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- この計画は、広く市民の意見を反映するため、市民意見交換会、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施し、市民の意見を反映しています。

¹ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。

² 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所との相互連携について明記されました。

（３）期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

ただし、具体的な事業及び目標値については、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応するため、おおむね 5 年後に見直しを行います。

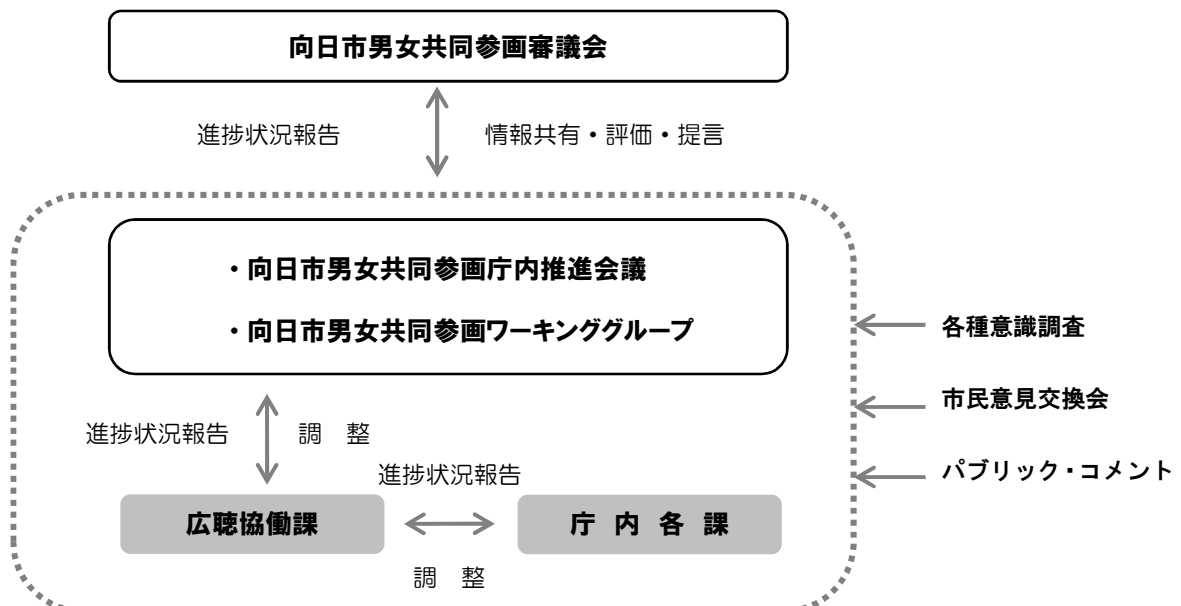
（４）対象

この計画は、市民、地域、事業所（企業等）、行政など、すべての個人及び団体を対象とします。

（５）策定体制と市民意見の収集

- 「向日市男女共同参画審議会」により、計画の内容を審議しました。
- 庁内に「向日市男女共同参画庁内推進会議」「向日市男女共同参画ワーキンググループ」を設置し、関係課による横断的な検討と総合調整を行いました。
- 広く市民の意見を収集するため、令和 2 年 11 月 10 日及び 12 月 4 日にワークショップ方式による市民意見交換会を開催しました。
- 向日市パブリック・コメントに関する要綱に基づき、令和 3 年 1 月 25 日から 2 月 24 日までに市民の意見を募集しました。

図表 1 策定体制



（６）調査の実施

この計画の策定にあたって、市民意識調査及び事業所意識調査の２種のアンケート調査を実施しました。

2 計画策定の背景

(1) 本市の取組

本市の男女共同参画の取組は、平成3年の「向日市女性政策21世紀プラン」の策定に始まります。プラン策定によって様々な女性政策を推進し、庁内体制の整備、有識者による女性政策推進専門家会議の設置や市内女性団体による女性団体懇話会の開催など、市民との協働を進めてきました。

平成9年、「向日市女性政策21世紀プラン」の改定、平成11年の庁内への女性政策ワーキンググループの設置により体制強化を図り、平成13年には「向日市男女共同参画プラン」を策定し、女性への暴力防止のための施策を整備しました。

平成18年1月、向日市男女共同参画推進懇話会による「(仮称)向日市男女共同参画推進条例の制定に向けた提言」を受け、同年3月、「向日市男女共同参画推進条例」の制定に至りました。これを受けて、平成19年3月には条例とプランの両輪による男女共同参画の推進に向け、プランの改訂を行いました。

平成23年3月、「向日市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、「向日市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進するため、新たに平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間と定め、「第2次向日市男女共同参画プラン」の策定を行い、平成28年3月には国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応するためプランの改訂を行いました。

図表2 本市の主な取組

年(西暦)	取組
平成3(1991)年	・向日市女性政策21世紀プランを策定 ・女性政策庁内推進会議を設置 ・女性団体懇話会を開催
平成4(1992)年	・女性政策推進専門家会議を設置
平成5(1993)年	・市内小中学校で男女混合名簿を採用
平成9(1997)年	・向日市女性政策21世紀プランを改定
平成11(1999)年	・女性政策ワーキンググループ設置
平成12(2000)年	・職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を施行 ・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成13(2001)年	・向日市男女共同参画プランを策定 ・女性のための相談事業を開始

平成 15(2003)年	・女性のための相談ネットワーク会議を設置
平成 16(2004)年	・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブックを発行
平成 17(2005)年	・男女共同参画推進懇話会より「(仮称)向日市男女共同参画推進条例制定に向けた提言書」提出
平成 18(2006)年	・向日市男女共同参画推進条例を施行 ・男女共同参画審議会を設置
平成 19(2007)年	・向日市男女共同参画プランを改訂
平成 22(2010)年	・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成 23(2011)年	・第2次向日市男女共同参画プランを策定
平成 26(2014)年	・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成 27(2015)年	・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブックを発行
平成 28(2016)年	・第2次向日市男女共同参画プランを改訂
平成 30(2018)年	・向日市女性活躍センターあすもあを開設
令和 2(2020)年	・男女共同参画社会の実現をめざす市民及び事業所意識調査を実施 ・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブックを改訂

(2) 男女共同参画に関係する主な法律等の制定・改正

図表 3 男女共同参画にかかる法律の制定・改正

年(西暦)		取 組
平成 12(2000)年	5月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律成立
	11月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
平成 13(2001)年	4月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立
	10月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部施行 (配偶者暴力相談支援センターを除く)
平成 14(2002)年	4月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
平成 15(2003)年	7月	・次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立
平成 16(2004)年	5月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (12月施行)
	11月	・育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)
平成 18(2006)年	6月	・男女雇用機会均等法改正(平成19年4月施行)
平成 19(2007)年	7月	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (平成20年1月施行)
		・パートタイム労働法改正(平成20年4月施行)
平成 20(2008)年	12月	・次世代育成支援対策推進法改正(平成21年4月施行)
平成 21(2009)年	7月	・育児・介護休業法改正(一部を除き平成22年6月施行)
平成 25(2013)年	6月	・ストーカー行為等の規制等に関する法律一部改正(10月施行)
		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正 (平成26年1月施行)
平成 26(2014)年	7月	・男女雇用機会均等法改正施行

平成 27(2015)年	4月 8月	・次世代育成支援対策推進法改正施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立（9月施行）
平成 28(2016)年	3月	・育児・介護休業法改正(平成29年1月1日施行) ・男女雇用機会均等法改正(平成29年1月1日施行)
平成 30(2018)年	4月 5月	・(改正)子ども・子育て支援法施行 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行
令和元(2019)年	4月 5月 6月	・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律成立(令和2年6月1日施行) ・育児・介護休業法改正(令和2年6月1日施行) ・男女雇用機会均等法改正(令和2年6月1日施行)
令和 2(2020)年	4月	・女性活躍・パワハラ規制法施行

(3) 国・京都府の動向

図表 4 国・京都府の動向



国においては、平成 12 年、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成 17 年に男女共同参画基本計画（第 2 次）、平成 22 年に男女共同参画基本計画（第 3 次）、平成 27 年に男女共同参画基本計画（第 4 次）として見直しが行われました。令和 2 年に再び全体の見直しが行われ、同年 12 月に第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

一方、“国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会”をめざし、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス³）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第 1 子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

また、平成 27 年 8 月、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和元年 5 月には一部を改正する法律が成立しました。

京都府においては、平成 13 年度を初年度とする「新 KYO のあけぼのプラン」が策定され、平成 16 年には京都府男女共同参画推進条例が施行されました。平成 18 年には、国の男女共同参画基本計画（第 2 次）を踏まえて、12 の重点項目と計画推進の基盤づくり、平成 22 年度までの数値目標を設定した「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」が策定されました。その後、平成 23 年 3 月に「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」が策定、平成 28 年 3 月には「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」の改訂が行われ、令和 3 年 3 月には「KYO のあけぼのプラン（第 4 次）」の策定がされています。

また、平成 31 年 3 月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」が策定されました。

³ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることをいいます。